

高齢の親を扶養にするのは得 なのか損なのか

4ページ目から見てください
4ページ目 緑色追加
5ページ目以降新ページ

TOP社労士事務所

扶養とは⇒2種類の意味がある

①社会保険上の扶養 ②税制上の扶養

このうち①社会保険上の扶養は親が75歳以上の場合加入することとはできない×（親は、後期高齢者医療制度に加入している）

とすると②税制上の扶養にして所得控除を受けよう

「同居（生計を一）・70歳以上・親が事業者でない・年金収入が158万円以下」が条件⇒58万円所得控除できる!!

これいいかも。。。

例えば

月収20万円の方⇒おおよそ58,000円/年の節税

月収30万円の方⇒おおよそ116,000円/年の節税ですわ!!

おおっそりゃいいね どう手続するの？

カンタン

会社員であれば「年末調整時に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出する」もしくは「確定申告」で扶養の申告をする

メリットだけ??

⇒ そう **デ**メリットがあります

親を扶養にしていくと、**住民税課税状況**が変化します。

- 75歳以上の親の介護保険料が**親の所得と世帯の住民税課税状況によって保険料が高くなる**可能性があります。○正しい

例) 非課税世帯⇒課税世帯⇒親の払う介護保険料が3万円/年くらい高くなる可能性あり

- **介護サービス費用や老人ホームの費用が高くなる**可能性があります。○正しい

例) 非課税世帯⇒課税世帯⇒介護サービスの自己負担金額が上がり2万円/月上がる可能性あり。

- **高額療養費の自己負担限度額が上がる**可能性があります。

▲75歳以上の親には当てはまらない (75歳未満の親には当てはまる場合が出てくる)

75歳以上の親扶養の デメリット①介護保険料/年（横浜市の場合）

令和3年度～令和5年度（第8期）基準額 年額78,000円（月額換算6,500円）

保険料 段階	対象となる方			割合	年間 保険料額
第1段階	○生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ○市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者			基準額×0.25	19,500円 (※5)
第2段階	本人が 市民税 非課税	同じ世帯に いる方全員が 市民税非課税	本人の「公的年金等収入額(※3)」と「その他の合計所得金額(※4)」の合計が年間80万円以下の方	基準額×0.25	19,500円 (※5)
第3段階			本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間120万円以下の方で、かつ第2段階に属さない方	基準額×0.35	27,300円 (※6)
第4段階			上記以外の方	基準額×0.60	46,800円 (※7)
第5段階		同じ世帯に 市民税課税者 がいる方	本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間80万円以下の方	基準額×0.90	70,200円
第6段階 ＜基準額＞			上記以外の方	基準額×1.00	78,000円 ＜基準額＞
第7段階		本人の合計所得金額が120万円未満の方		基準額×1.07	83,460円
第8段階		本人の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方		基準額×1.10	85,800円
第9段階		本人の合計所得金額が160万円以上250万円未満の方		基準額×1.27	99,060円

所得が年間80万円以下の
年金生活者の年金額とは
年金年額が210万円以下の方
（年金のみ）は該当する
可能性が高いです。

年金生活の親が
払っている介護
保険料は、このあたり
に属する可能性が高い

子供の扶養にはいると
少なくとも年間78,000円
親が年金から支払う
（天引き）ことになる

75歳以上の親扶養の デメリット②介護サービス料/月

区 分		負担の上限額(月額)
課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 以上		140, 100 円 (世帯)
課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) ～ 課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 未満		93, 000 円 (世帯)
市町村民税課税～課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 未満		44, 400 円 (世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税		24, 600 円 (世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額	24, 600 円 (世帯)
	の合計が 80 万円以下の方等	15, 000 円 (個人)
生活保護を受給している方等		15, 000 円 (世帯)

重い介護サービスを受けている親は同居の扶養となると介護サービス代金が増大する可能性あり。

小さめの変化でもこのくらいはありそうですね。でも月額ですから注意が必要です。

扶養にするかは、よく計算しよう

慎重にやる必要がありますよね
特に75歳以上の高齢の親を扶養にするのは
デメリットも大きいですね。

ゲンキな親だったらメリットありますよね
でも、その後親が病気になったり介護になったりした場合
「**世帯分離**」**手続きを**しないと、介護保険料が高止まりします。
世帯分離は行うときに役所から突っ込まれることありと噂に聞きます。